

商品概要説明書－遺言信託－

2025年7月1日現在

項目	内容
1. 商品名	遺言信託
2. ご利用者	成人の方（審査によりお申込みの意に添えない場合がございます。）
3. サービス内容	遺言信託には、「執行コース」と「保管コース」の2種類のサービスがあります。
(1) 執行コース	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺言者に、当社を遺言執行者に指名する条項を含む公正証書遺言を作成していただき、公正証書遺言の正本を相続開始のときまで当社が保管いたします。 ○ 保管中は、遺言書の変更が必要となるような財産・親族関係等の変動がないか、定期的に照会させていただきます。 ○ 相続が開始された際には、あらかじめご指定いただいた通知人の方から当社にご連絡いただきます。 ○ 特別な事情が無い限り、当社は相続人・受遺者の皆様に遺言執行者に就職する旨のご連絡をいたします。 ○ 当社は遺言執行者として遺言内容の実現のために必要な手続を行い、遺産の管理、名義変更、引渡しなど、相続人・受遺者の方に遺産の分配をいたします。 ○ 遺言の執行が完了した時点で遺言執行顛末報告書を作成します。相続人・受遺者の方にご報告し、遺言信託は終了いたします。
(2) 保管コース	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺言者の作成した公正証書遺言の正本を相続開始のときまで当社が保管いたします。 ○ 保管中は、遺言書の変更が必要となるような財産・親族関係等の変動がないか、定期的に照会させていただきます。 ○ 相続が開始された際には、あらかじめご指定いただいた通知人の方から当社にご連絡いただきます。 ○ 通知人の方から必要書類等をお預りした上で、保管している遺言書をあらかじめ指定された方にお引渡しし、遺言信託は終了します。
(3) しくみ	<p>● 遺言書は、安全・確実な公正証書遺言に限らせていただきます。 ● 公正証書遺言の作成には、証人2名以上の立会いが必要です。ご事情によっては、関西みらい銀行の担当者が証人として立会いをお引受けいたします。 ● 受託者は、受託事務の一部を第三者に委託しております。</p>

（次頁に続きます）

商品概要説明書－遺言信託－

項目	内 容																																										
4. 手数料	<p>○執行コース</p> <p>1. 遺言信託のご契約時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料/コース</th> <th>基本コース</th> <th>オプションコース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取扱手数料*1</td> <td>330,000円(税抜 300,000円)</td> <td>880,000円(税抜 800,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 万が一、途中で解約される場合、取扱手数料はご返金いたしません。</p> <p>2. 遺言を保管している間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料/コース</th> <th>基本コース</th> <th>オプションコース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間保管料(毎年)*2</td> <td>6,600円(税抜 6,000円)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>変更手数料</td> <td>110,000円(税抜 100,000円)</td> <td>110,000円(税抜 100,000円)</td> </tr> <tr> <td>精算費*3</td> <td>165,000円(税抜 150,000円)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2 ご契約時にもお支払いいただきます</p> <p>*3 万が一、途中でご解約される場合(執行コースのみ)、あるいは弊社が執行辞退する場合</p> <p>3. 遺言執行手続の完了時</p> <p>　　遺言執行報酬・・・次の(1)または(2)のいずれか大きい金額</p> <p>(1)以下の1・2を合計した相続財産額(債務差引前)に下記①②の割合を乗じて計算した額の合計金額</p> <p>1. 不動産は所有権の移転登記申請時における登録免許税の課税標準*4</p> <p>2. 不動産を除く資産は相続時の時価</p> <p>※時価は相続税法および「財産評価基本通達」による相続財産評価額(各種特例の適用前)による</p> <p>①りそなグループの各銀行のお預り資産*5の0.33% (税抜 0.3%)</p> <p>②上記①を除くその他の財産については以下の表に示した割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(下記の金額に該当する部分について)</th> <th>基本コース</th> <th>オプションコース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>2.20%(税抜 2.0%)</td> <td>1.10%(税抜 1.0%)</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超 1億円以下</td> <td>1.65%(税抜 1.5%)</td> <td>1.10%(税抜 1.0%)</td> </tr> <tr> <td>1億円超 3億円以下</td> <td>1.10%(税抜 1.0%)</td> <td>1.10%(税抜 1.0%)</td> </tr> <tr> <td>3億円超</td> <td>0.55%(税抜 0.5%)</td> <td>0.55%(税抜 0.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*4 登録免許税の課税標準とは固定資産税評価額があるときはその価額となります。新築建物などで固定資産税評価額が付されていない場合は登記官が定めます。</p> <p>*5りそなグループの各銀行のお預り資産とは、関西みらい銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・みなと銀行にお預入れの預金・信託・投資信託・国債等をいいます。</p> <p>(2)最低報酬額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料/コース</th> <th>基本コース</th> <th>オプションコース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低報酬額</td> <td>1,210,000円(税抜 1,100,000円)</td> <td>660,000円(税抜 600,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○保管コース</p> <p>上記基本コースの「取扱手数料」および「年間保管料」をお支払いいただきます。</p> <p>また、遺言書を変更される場合は、「変更手数料」をお支払いいただきます。</p>	手数料/コース	基本コース	オプションコース	取扱手数料*1	330,000円(税抜 300,000円)	880,000円(税抜 800,000円)	手数料/コース	基本コース	オプションコース	年間保管料(毎年)*2	6,600円(税抜 6,000円)	-	変更手数料	110,000円(税抜 100,000円)	110,000円(税抜 100,000円)	精算費*3	165,000円(税抜 150,000円)	-	(下記の金額に該当する部分について)	基本コース	オプションコース	5,000万円以下	2.20%(税抜 2.0%)	1.10%(税抜 1.0%)	5,000万円超 1億円以下	1.65%(税抜 1.5%)	1.10%(税抜 1.0%)	1億円超 3億円以下	1.10%(税抜 1.0%)	1.10%(税抜 1.0%)	3億円超	0.55%(税抜 0.5%)	0.55%(税抜 0.5%)	手数料/コース	基本コース	オプションコース	最低報酬額	1,210,000円(税抜 1,100,000円)	660,000円(税抜 600,000円)			
手数料/コース	基本コース	オプションコース																																									
取扱手数料*1	330,000円(税抜 300,000円)	880,000円(税抜 800,000円)																																									
手数料/コース	基本コース	オプションコース																																									
年間保管料(毎年)*2	6,600円(税抜 6,000円)	-																																									
変更手数料	110,000円(税抜 100,000円)	110,000円(税抜 100,000円)																																									
精算費*3	165,000円(税抜 150,000円)	-																																									
(下記の金額に該当する部分について)	基本コース	オプションコース																																									
5,000万円以下	2.20%(税抜 2.0%)	1.10%(税抜 1.0%)																																									
5,000万円超 1億円以下	1.65%(税抜 1.5%)	1.10%(税抜 1.0%)																																									
1億円超 3億円以下	1.10%(税抜 1.0%)	1.10%(税抜 1.0%)																																									
3億円超	0.55%(税抜 0.5%)	0.55%(税抜 0.5%)																																									
手数料/コース	基本コース	オプションコース																																									
最低報酬額	1,210,000円(税抜 1,100,000円)	660,000円(税抜 600,000円)																																									
5. 指定紛争解決機関の名称	<p>当社が契約している指定紛争解決機関</p> <p>一般社団法人信託協会 連絡先 信託相談所</p> <p>電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988</p>																																										
6. その他ご留意いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 執行コースの解約を希望される場合には、当社を遺言執行者として指定した条項を撤回する公正証書遺言を作成していただく必要があります。 ● 子の認知、相続人の廃除などの身分に関する遺言を希望される場合、推定相続人との間で現に紛争を生じている案件、紛争を生ずる可能性が高い案件など、案件の内容によっては受託できない場合があります。 ● 審査により、お申込の意にそえない場合がございます。 																																										